

独立行政法人大学評価・学位授与機構試行的評価に関する検証委員会規則

平成16年4月1日

規則第25号

(設置)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)に、試行的評価に関する検証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規則において、「試行的評価」とは、平成12年度着手分から平成14年度着手分までの試行的実施期間において行った評価のことをいう。

(任務)

第3条 委員会は、試行的評価について、その目的に即して検証を行うことを任務とする。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、大学関係者及び広く評価に関する学識経験を有する者のうちから、機構長が任命する。

2 前項の委員には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 機構の試行的評価に携わった経験のある者
- 二 機構の教授及び助教授

(委員長及び委員長代理)

第5条 委員会に委員長及び委員長代理各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第7条 委員の任期は、平成17年3月31日までとし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、評価事業部評価第1課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。